別記様式第六号を次のように改める。

**別記様式第六号**（第六条第一号関係）

利用実績報告書（研究目的関係）

年　月　日

殿

所属及び職名
氏　　名　　（署名又は記名押印）
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

年　月　日付け｛委託による統計の作成等／匿名データの提供｝に係る依頼書により提供を受けた｛統計成果物による研究／匿名データによる学術研究｝が完了したので、下記のとおり報告します。

記

| | |
|---|---|
| 1．提供を受けたものの名称その他の提供を受けたものを特定するもの | |
| 2．研究の成果の概要<br>※「研究」は、統計成果物による研究又は匿名データによる学術研究 | （1）研究の名称 |
| | （2）研究の実施期間 |
| | （3）研究の成果の概要<br>※　記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 |
| | （4）研究の成果（委託による統計の作成等における統計成果物等を含む。）の公表の取扱い<br>論文（名称：　　）<br>報告書・書籍（名称：　　）<br>学会・研究会等で発表（名称：　　）<br>学会誌等に掲載（名称：　　）<br>その他（　　）<br>□　委託による統計の作成等における統計成果物等の公表の有無<br>※　上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。 |

備考
1　やむを得ない理由により研究が中断した場合など「研究の成果の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

## ○厚生労働省告示第三十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十五年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「平成16年４月２日閣議決定」の下に「。平成20年４月及び平成21年９月一部変更」を加え、「講じる」を「講ずる」に改める。

第五の一に後段として次のように加える。

また、福祉関係事業者が第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第７の３の規定（法第23条第２項及び第３項）参照）、利用目的、開示手続及び問合せ・苦情の受付窓口を公表していること等）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第６の２中「事業の」の下に「規模及び」を加え、「及び個人データ」を「並びに個人データ」に改め、同２の第二段落を削り、同２に次の二段落を加える。

特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次に掲げる措置を講ずることが望ましい。

①　責任の所在の明確化のための措置

②　新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

③　漏えい等に早期に対処するための体制の整備

④　不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

⑤　入館（室）者による不正な行為を防ぐための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施